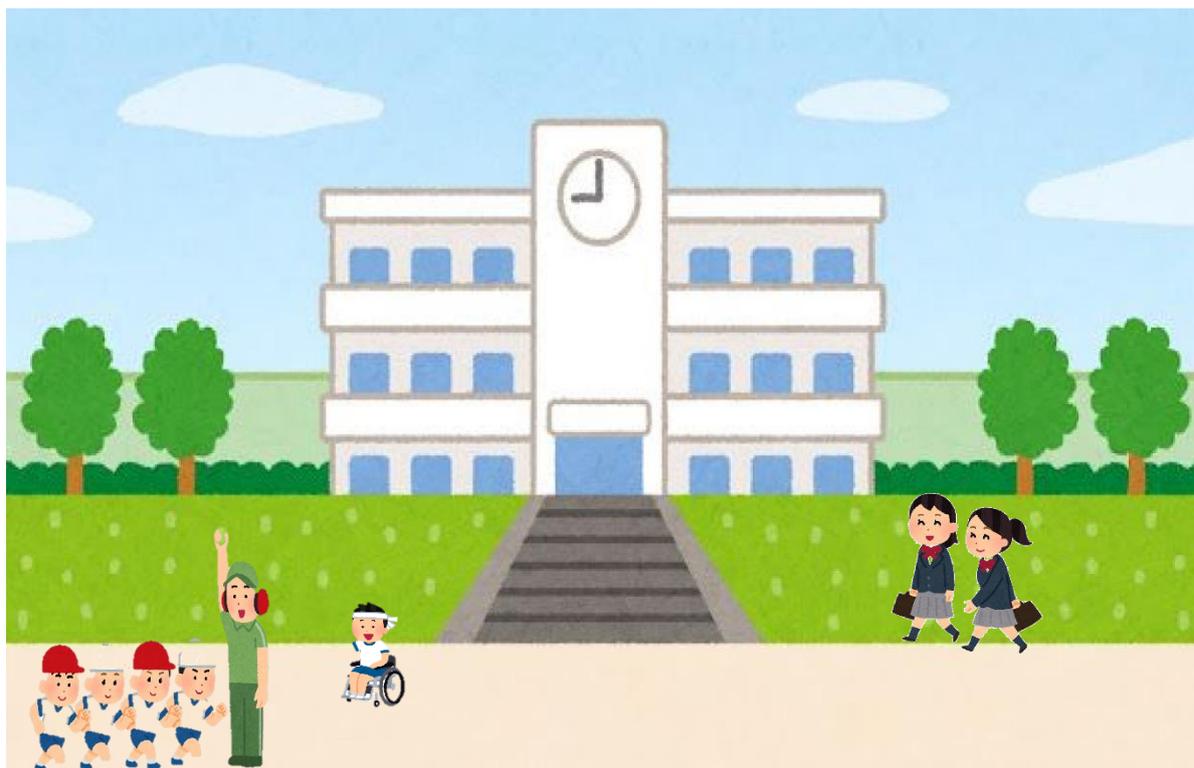


海老名市立小中学校

5月8日以降の学校生活について

(2023. 5. 8)



海老名市ではこれまで新型コロナウイルス感染症対策のための「海老名市立小中学校『学校の新しい生活様式』ガイドライン」（以下：ガイドライン）を作成し、本ガイドラインに基づいて学校教育活動を実施してきました。

今般、令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の分類が「2類」から「5類」に引き下げられたことに伴い、ガイドラインは廃止とします。

なお、海老名市立小中学校においては、今後、コロナ禍で身についた基本的な保健衛生に係る取り組みを継続し、引き続き学校教育活動を行っていく考えです。

海老名市教育委員会

1. 継続する取り組みについて

①健康観察・健康管理

○児童生徒及び保護者は、登校前に健康状態（体調の様子・体温等）をチェックする。

※SumaMachi 健康管理機能や、健康管理カードでの報告は不要です。

○発熱等体調不良がある場合は、原則医療機関へ相談・受診する。

○登校後に体調不良になり、学習の継続困難になった場合は、学校は保護者に連絡をし、早退の相談・対応をする。

②手洗い・身のまわりの清潔

○基本的な生活場面での手洗いの励行を行う。

○手洗いのあとにハンカチ等で手を拭くことも、手洗いの行動の中に含まれる。

○食事の前などには、机を拭く等し、身のまわりを清潔にする。



③咳エチケット

○咳やくしゃみをするときに、ティッシュ・ハンカチ・服の袖をつかって口や鼻をおさえるようにする。

○間に合わず手のひらで飛沫を受け止めた場合は、すぐに手を洗う。

○しばらく咳やくしゃみがおさまらない場合は、マスクをすることも考える。



④換気

○授業中、常時窓を開ける必要はない。

○CO₂ モニターを活用する。

※二酸化炭素濃度基準：1000ppm 以下

○換気する場合は、2方向の窓を同時に開ける。

○空気の流れを阻害するパーティション等はとり除く。

○適切な室温（18℃以上 28℃以下）を維持するように

努めるとともに、児童生徒の服装に配慮する。



二酸化炭素濃度が 1000ppm 以下を保てるようにする。
超えた場合は換気が必要。

2. 出席停止の措置について

➤ 学校伝染病（感染症）に罹患した場合について

児童生徒本人が、次のような疾患に罹った場合は、出席停止となります。出席停止期間中は、土日祝日を含め、学校行事や部活動に参加することはできません。

(理由)	(期間)
1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
2 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 ※無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで。
3 百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。または、医師の指示する日まで。
4 麻疹	解熱した後、3日を経過するまで。または、医師の指示する日まで。
5 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。または、医師の指示する日まで。
6 風疹	発疹が消失するまで。または、医師の指示する日まで。
7 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。または、医師の指示する日まで。
8 咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで。または医師の指示する日まで。
9 髄膜炎菌性髄膜炎	9～13の出席停止期間は、病状により学校医その他の 医師において感染のおそれがないと認めるまで。
10 腸管出血性大腸菌感染症	
11 流行性角結膜炎	
12 急性出血性結膜炎	
13 その他	

- ・上記に罹患した場合は、必ず学校に連絡し、「登校許可確認書」をもらってください。
- ・「登校許可確認書」は、海老名市のホームページからダウンロードして使用できます。
- ・保護者が医師に確認し記入するものです。登校するときに持参し学校へ提出してください。

海老名市 登校許可確認

検索



➤ 濃厚接触者の特定について

- 濃厚接触者の特定は行わない。
- 同居の家族等が陽性の場合でも、本人の健康状態に問題がなければ登校できる。

➤ 感染の疑いがある場合や不安で休ませたい場合について

- 本人に発熱等体調不良があり、周囲に新型コロナウイルス感染症に罹患した者がいる場合など感染の疑いがある場合は、保護者の申し出により出席停止扱いとする。
- 本人に基礎疾患がある場合や、同居の家族等に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止扱いに含めることとする。
- やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、ICTの活用等による学習指導を行い、本人や家庭とコミュニケーションを図っていく。

3. 臨時休業等の判断について

学校において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、感染状況を踏まえて市教育委員会が判断する。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ① 学級において複数の児童生徒等の感染が判明し、かつ未診断の風邪等の症状を有する者が多数いる場合。
 - ② その他、設置者で必要と判断した場合
- 学級閉鎖の期間としては、3～5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

※臨時休業等の取扱いについては、今後国や県の方針を受け変更する場合があります。

4. 感染拡大が疑われる場合

学級内における感染拡大が疑われる場合、感染症拡大防止の観点から、一時的に次のような指導を行う場合がある。

- ① マスクの着用を促す。ただし、マスクの着脱については本人及び保護者の意思を尊重する。
- ② 学習時や給食時に、机を向かい合わせにしないようにする。
- ③ その他、感染症拡大の要因となりうる活動を制限する。

なお、これらの指導については一律に行うものではなく、状況に応じて教育委員会と協議の上、学校長が判断するものとする。